**第９回　大阪府・大阪市税務事務連携協議会　概要**

開催日時：平成29年７月３日（月）　16：30～17：10

場所： 大阪府庁　本館５階　議会特別会議室（大）

出席者：会長　　　　　　　　　松井　聡（大阪府財務部税務局長）

副会長　　　　　　　　燈田　豊（大阪市財政局税務総長）

大阪府財務部税務局　　市政　誠（税政課長）

田嶋　千人（税政課参事）

大野　智子（税政課税務企画補佐）

辻本　徳生（徴税対策課長）

新開　徹（徴税対策課事業税補佐）

田中　稔文（徴税対策課不動産補佐）

城西　政徳（徴税対策課自動車税補佐）

竹中　誠一（徴税対策課納税補佐）

大阪市財政局税務部　　井戸　伸浩（税務部長）

松本　篤（管理課長）

村井　肇（管理課システム等担当課長代理）

中村　至宏（課税課長）

大西　敬一朗（固定資産税担当課長）

池邉　正雄（収税課長）

**会議の概要：**

**１　開会**

　　（大阪府）

先般、府市双方の議会において、いわゆる法定協議会の設置に関する議案が可決され、特別区の議論が始まることとなった。どのような組織形態であっても、税務行政に間違いは許されないので、適正・公平な地方税の賦課徴収という税務行政の本来の責務を果たすためにも、法定協議会等の動きを注視し、府・市の税務部門に共通する賦課徴収全般にわたる課題等について、今後とも協議・調整してまいりたい。

**２　議事**

**（１）法人関係申告等受付窓口の実施状況について**

●サービス向上部会から資料説明（資料１）

納税者の利便性を高めるため、平成25年4月に中央府税事務所が所在する大阪府新別館北館の地下1階に大阪府と大阪市の法人関係税や納税証明書の受付窓口を設けて4年が経過した。平成28年３月からは大阪市の事業所税の申告書についても受付を開始した。

また、3月決算の法人関係税の申告が集中する5月末には、今年も2日間特設会場を設け、受付業務を行った。

法人関係申告書等の受付件数は、平成27年度と平成28年度を比較すると大阪府、大阪市とも減少しているが、主な要因は電子申告の普及によるものと考えている。ただし、中央府税事務所の窓口における受付件数の割合は市内府税事務所全体の3割以上、船場法人市税事務所の分室では市全体の受付件数の2割以上を維持している状況である。

納税証明書発行の受付件数は、平成27年度と平成28年度を比較すると大阪府、大阪市とも増加している。これは大阪府と大阪市ともに入札参加資格審査申請に納税証明書の添付が必要であり、その申請が2年に1回となっており、28年度がその年に当たったことが、件数の増加の要因と考えている。中央府税事務所における発行件数の割合は市内全体の６割以上、船場法人市税事務所の分室では１割以上を維持している状況にある。

法人関係申告書等受付窓口及び納税証明書発行業務に対し、窓口利用者の方から利便性が高まったとの声が寄せられていることから、府と市の共同窓口は、多くの納税者の方に広く認識されているとともに、利便性の高い拠点として利用いただいている状況にある。

今年度の取組みとしては、府市共同窓口が広く認識され、定着しているものと考えているが、今後とも繁忙期の対応や円滑な業務執行体制の確保を継続し、納税者サービスの更なる向上に向けて協議を行っていきたいと考えている。

**（２）法人関係共同調査業務の平成28年度取組結果及び平成29年度取組内容について**

●課税部会から資料説明（資料２）

大阪府・大阪市がそれぞれ保有する情報を有効活用し、事務所等設立の届出書を提出していない法人を捕捉するため、届出書提出の慫慂を行った。平成28年度の実績としては、慫慂実施件数180件、新規登録件数123件となっている。

また、府市の事務担当者を対象とした法人住民税の事例研修を開催した。

今年度の取組みとしては、更に効果的及び効率的に共同調査の取組みが行えるよう課税部会で引き続き調整を行い、共同慫慂の取組みと、担当者の実務能力の向上のための研修を実施していきたいと考えている。

●主な質問、意見等

　（大阪市）

　　法人の設立届共同慫慂業務については、「府・市がそれぞれ保有する資料を有効活用」とあるが、具体的にはどのような方法で共同慫慂を行っているのか。

　（大阪府）

　　現行は、大阪府・大阪市が行うそれぞれの調査により新規捕捉した法人に対し、慫慂文書を発送している。

　　具体的には、府が捕捉した法人に対しては、府への設立届の提出を求めるとともに市へも設立届を提出するよう、市が捕捉した法人に対しては、同様に府へも設立届を提出するよう、案内文を掲載する取組みとしている。

　　納税者に対しては、府市両方に届出が必要なことを周知することで、府市双方への届出が促されており、一定の効果は得られている。

　（大阪市）

　　府・市がそれぞれ別個に慫慂文書を発送し、お互いの団体へも提出するよう案内文を掲載しているとのことであるが、これに加えて、たとえば慫慂文書の内容の府市共通化や、府市双方の設立届を慫慂文書にあわせて同封することで、より届出促進の効果は高まるのではないか。

　　また、両方の設立届が同封されていれば、納税者が他方の設立届をインターネット上でダウンロードする必要等もなく、納税者の利便性向上にも寄与するのではないか。

（大阪府）

　　これまでも、課税部会においても改善できる部分がないか、さらなる検討が必要と議論していたところであるが、現行の方法では府市双方への届出書を提出するには納税者の負担が伴っている。事務手順の見直し等今後調整していくべき点はあるものの、慫慂文書の共通化や双方の届出書の同封については有効な手段であると考えるので、引き続き、今年度の課税部会において、実現に向けて前向きに検討してまいりたい。

**（３）個人住民税の適正課税の推進等に関する平成28年度取組結果及び平成29年度取組内容について**

●課税部会から資料説明（資料２）

個人住民税の適正課税の推進等を行っていくため、平成27年度に大阪府及び大阪市を含む府内全市町村で設置した「大阪府個人住民税特別徴収推進会議」で決定した、平成30年度からの特別徴収義務者の一斉指定の実施に向けて、課題整理等を行ってきたところである。

また、税理士会など関係団体（89団体）への広報等の協力依頼や、事業者向けの年末調整説明会（30回）を活用し事業者への広報を実施し、制度の周知に取り組んだ。

今年度の取組みとしては、一斉指定の取組みの前年度となることから、特別徴収義務者の一斉指定を円滑に実施できるよう、引き続き推進会議に設けた幹事会等で課題等の整理及び取組みを進めていくとともに、広報等の取組みを実施し、周知を図っていきたいと考えている。

**（４）合同滞納整理業務のＨ28取組結果及びＨ29取組内容の報告について**

●徴収部会から資料説明（資料３）

　合同滞納整理業務としては、法人関係税の府市重複滞納事案について、「大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム　中央・船場徴収班」で取組みを行っている。

　平成28年度の取組実績については、中央府税事務所から船場法人市税事務所への情報提供は320件、このうち、船場法人市税事務所で処理を行ったものは198件、30,880,819円。一方、船場法人市税事務所から中央府税事務所への情報提供は68件で、このうち、中央府税事務所で処理したものは66件、5,602,387円となっている。いずれも前年度より件数・税額ともに減少しているが、これは双方の滞納発生件数も減少しているためであり、その影響を考慮すれば、一定の実績は上がっているという認識である。

　中央・船場徴収班での合同滞納整理の取組みは、処理実績が上がっていることを鑑み、今年度についても継続して実施したいと考えている。

　また、徴収部会では、合同滞納整理以外での取組みを検討しているところであるが、とりわけ徴収職員の人材育成は、大阪府・大阪市に共通する重要な課題であると認識している。

　人材育成の一環として、府では、初任者研修をはじめ、徴収職員を対象とした様々な研修を行っている。

　府と市で取扱う税目は異なるものの、徴収職員が行う滞納整理業務に税目の差異はなく、事務手続き等は同じであるので、共同で開催できるような研修がないかを検討できればと考えている。

●主な質問、意見等

（大阪市）

　大阪市においても様々な研修を開催しているが、事例研修等については税目が異なることから馴染まない部分はあるが、講義型の研修については法的な内容や制度説明が主になるので、基本的には合同で開催できる内容があるのではないかと考えている。

（大阪府）

　全ての講義型研修ついて検討を進めていくのは困難なので、まずは府・市ともに4月に開催しているような研修、具体的には新任者向けに地方税法総則など徴収職員が滞納整理を行う上で必要な知識を習熟するための基礎研修について、合同で開催する方法を検討してはどうかと考える。

（大阪市）

　研修の合同開催は、税務職員の効率的な人材育成につながると考えるので、まずは新任者向けの研修の開催時期、開催方法、講義内容等の確認を行い、合同研修の実施に向けて検討をさせていただきたい。

**（５）税システムの運用課題について**

　●システム部会から説明（資料なし）

府・市の税務事務システムの運用に関する課題について、情報交換を図るため、平成２８年９月７日に、大阪市役所においてシステム部会を開催した。

マイナンバー制度の導入に対する課題として、税業務ネットワーク側とインターネット接続等の庁内ネットワーク側との分離方法や、外部記録媒体の利用制限、生体認証等の２要素認証の導入などのセキュリティ対策、法人番号の導入に伴う従前の管理番号の取扱いや、今後想定されるマイナンバーの活用方法について情報交換を行った。

また、災害時における税務システムにおける事業継続計画、いわゆるＢＣＰについて、情報交換を行った。

今年度においても、システムに関する課題について、引き続き、情報共有・意見交換を行い、業務の効率化を図ってまいりたい。

**（６）その他**

（大阪府）

先日の大阪府議会・大阪市議会で大都市制度（特別区設置）協議会の設置議案について、可決されたことから、今後、総合区も含めた特別区の議論が始まることとなる。

先日も、副首都推進局から事務分担の照会があったところである。税については、前回の協定書では、「大阪府の税源は地方税法に定める道府県税及び都の特例により課するものとされている市町村税に相当する税目（法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税）とし、特別区の税源は、これらを除く市町村税に相当する税目（個人市民税、市町村たばこ税、軽自動車税等）とする」とされていた。

税の賦課徴収については、公平・公正に間違いなく行うことが求められるため、現在、大阪市で賦課徴収等されている税目が仮に大阪府に移管されたとしても、当面は、大阪市で実務を担当されている職員の力また税のシステムの活用させていただかないと、到底、事務処理を行うことはできないと考えている。

さらに、単に税目が移管されるということだけでなく、それに伴う様々な課題が想定される。

様々な課題があるということを副首都推進局にも理解してもらいながら、今後、これらの具体的な課題について、大阪府・大阪市がお互いに知恵を出し合い、仮に特別区になった場合には円滑に事務処理が行えるよう、協議をお願いしたい。

（大阪市）

　　　来年度から個人府民税の特別徴収義務者の一斉指定が始まる。府市では、大阪府個人住民税特別徴収推進会議において運用にあたる課題整理や具体的な取り組み内容の検討を行うともともに、関係団体への広報等の協力依頼などを効率的・効果的に事務を進めてきた。準備の最終年度となった今年度は残された課題整理を行い、円滑な一斉指定に向け、より緊密な連携をとって進めていきたい。

また、法人関係共同調査業務について、現在も届出書提出の慫慂を行っているが、今年度は事務の取扱いの更なる効率化に向けて、検討を進めていくとのことなので、よろしくお願いする。

さらに、徴収部会では、今年度の新たな取組みとして、滞納整理を行う上での基礎研修の合同開催が検討されることとになった。府市間で開催時期や研修方法等調整する必要はあるが、合同開催の実施に向けて検討をよろしくお願いしたい。

税は自治体における様々な施策を実施するための貴重な自主財源であるので、適正公平な課税徴収をし、府税及び市税収入を確保することが府民・市民に対する最大のサービスであると考える。大阪府と大阪市が一層協力して税務事務を進めていくことが大切であるので、引き続きよろしくお願いする。

**３　閉会**